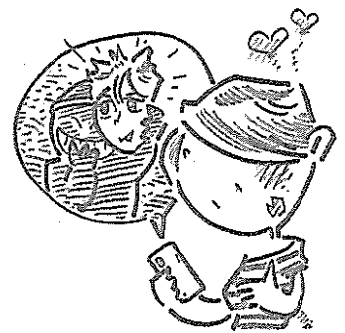


生活 バイト



サイト業者に雇われた「サクラ」が異性、芸能人、社長、弁護士などになりすまして消費者をサイトへ誘導し、メール交換などの有料サービスを利用させ、そのたびに料金を請求する手口を「サクラサイト商法」と言います。

【事例1】異性とアドレスを交換するため、スマホの出会い系サイトに登録した。ところが相手から届くメールが文字化けし、まずはその解除手数料を、続いて「メールの送信ミスがあった」と修正料を請求された。結局、アドレスは交換できず、10日間で20万円以上を支払った。

【事例2】携帯で副業サイトを検索する

と、「相談に乗ってくれたらお金をあげる」というものがあった。無料でメールのやりとりを始めたが、途中で3万円を請求された。不審に思い「やめたい」と送信したら、登録料2万円を請求してきた。

【事例3】「金銭支援をする」とパソコン

にメールが届いたの で、出会い系サイトに登録した。相手とのやりとりで5万円分のポイントを購入し、電子マネーで決済したのに、いつまでたっ

知らない人への返信×

てもお金をもらえない。

【アドバイス】サイト利用のきっかけとなる知らない人からのメールには、絶対に返信しないようにしましょう。特に「お金をあげる」「タレントなどの著名人と会える」といった本当かどうか分からないものには注意しましょう。

サイトへの登録や一定期間の利用が無料であっても、途中から有料となるサイトが多いようです。その時点で、内容や相手が本当か確認できない場合は、メールのやりとりはやめましょう。

トラブルに遭ったと感じたり不安に思うことがあったりしたら、すぐに最寄りの市町村の消費生活相談窓口やアイネスに相談してください。(県消費生活・男女共同参画プラザ

アイネス、☎097

534・0999

消費生活相談電話)

なりすましメールで料金請求